

契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項

請負事業を実施するに当たり、請負事業の受益者等の第三者に損害が生じたときは、次のとおりとする。

1. 公認会計士・監査審査会又は関東財務局（以下「審査会等」という。）が当該第三者に対する賠償を行ったときは、審査会等は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について審査会等の責めに帰すべき理由が存する場合は、審査会等が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
2. 民間事業者が当該第三者に対して損害を賠償をした場合であって、当該損害の発生について審査会等の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は審査会等に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。